

衆議院会員録 第二号

(一五)

昭和六十三年二月十六日(火曜日)
午前九時五十一分開議

出席委員

委員長 越智 通雄君

理事 大島 理森君

理事 中川 昭一君

理事 太田 誠一君

理事 中西 啓介君

理事 正男君

理事 正介君

理事 中村 正男君

理事 玉置 一弥君

理事 井上 喜一君

理事 江口 一雄君

理事 今枝 敬雄君

理事 小林 武彦君

理事 遠藤 達彦君

理事 金子 一義君

理事 笹川 嘉君

理事 戸塚 進也君

理事 堀之内 久男君

理事 村上 誠一郎君

理事 山本 幸雄君

理事 沢田 広君

理事 三野 優美君

理事 橋本 文彦君

理事 森田 景一君

理事 安倍 基雄君

出席大臣 大藏大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

大蔵政務次官 平沼 起夫君

大蔵大臣官房書記官 斎藤 次郎君

大蔵省主計局次長 水野 勝君

大蔵省主税局長 日向 隆君

国税庁次長 田中 宏尚君

農林水産大臣官房総務審議官 鶴岡 俊彦君

水産庁長官

委員の異動
二月五日
辞任

井上 喜一君

江口 一雄君

今枝 敬雄君

遠藤 達彦君

安倍 基雄君

同日 辞任

補欠選任

○越智委員長 これより会議を開きます。

委員外の出席者

総務省行政管理

伊原 正躬君

砂田 重民君

原田 慶君

遠藤 武彦君

檜崎弥之助君

安倍 基雄君

小此木彥三郎君

佐藤 文生君

江口 一雄君

久枝 敬雄君

三野 優美君

大野 功統君

藤波 孝生君

上田 卓三君

藤波 孝生君

早川 勝君

大野 功統君

三野 優美君

藤波 孝生君

上田 卓三君

藤波 孝生君

早川 勝君

大野 功統君

三野 優美君

藤波 孝生君

内閣提出、漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第一号) 昭和六十二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一号) 昭和六十二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一号) は本委員会に付託された。

二月二日 新大型間接税の導入反対に関する請願(渡沢利久君紹介)(第六八号)
同(中路雅弘君紹介)(第一一八号) は本委員会に付託された。

○宮澤国務大臣 ただいま議題となりました漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるため的一般会計からする繰入金に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
昭和六十二年度における異常な赤潮による養殖ハマチの大量死亡等に伴い、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定の保険金の支払いが著しく増大するため、支払い財源に不足が生ずる見込みであります。
本法律案は、この勘定の保険金の支払い財源の不足に充てるため、昭和六十二年度において、一般会計から、六十七億五千八十七万円を限り、同勘定に繰り入れができることとしようとす
るものであります。
なお、この一般会計からの繰入金につきましては、後日、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定におきまして、決算上の剰余を生じた場合には、この繰入金に相当する金額を達するまでの金額を一般会計に繰り戻さなければな

らないこといたしてあります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください
ますようお願い申し上げます。

○越智委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。沢田広君。

○沢田委員 大蔵大臣はいなくなりましたから、私の質問の通告は既に一週間前レクチャリーしましてそれぞれもう十分御勉強もなさつたことだろうと思いますので、ひとつ簡潔、明快にお答えをいただきたいと思います。

最初に、今までの水田の関係で、毎年大蔵委員の同僚の議員によつて、いわゆる減反に対する補助、こういうことで議員立法として提案をしてきているわけであります。しかし、今までにもいろいろな角度から批判もありましたし、あるいは努力目標もあつたわけであります。

最初は農林の方にお伺いをいたしましたが、この減反の実績表というものをいただきました。この実績表は、こういうことでなつていて、こので
すから、毎年の耕作面積はそれだけ減つていかな
ければならないというふうに思います。いわゆ
る耕作面積の方の表を見ますと減つてないと
いうことなっていますが、その転作の結果とそ
れから現在の耕作面積を、この二、三年で結構
すから、農林の方からお答えをいただきたいと思

○赤谷保明員 お答えを申し上げます。
転作の状況、それと耕作面積はどうかという御質問でございますが、今年度から実施をいたしてあります水田農業確立対策、その転作等目標面積は、前の対策に比べまして十七万ヘクタールふやしまして七十七万ヘクタールということでございま

月三十日現在の取りまとめによりますと、七十八
ます。それで、その結果でございますが、昨年九

思うのですが、その点国税庁の方からお答えいた
だきたいと思います。

たように、転作面積も毎年ふえておるといいます。か、特に今年度かなりふえたわけでございます。

万九千ヘクタール、約一〇二%の実施率となつております。そのうち、他用途利用米の生産とか水田預託とかそういうような面積が十八万一千ヘクタール、このうちに、特にみずから転作を実施することが困難な農家等が農協等に水田を預託をしてしまって、作付はされおりませんけれどもい

○日向政府委員　米の転作補助金については、今委員がおっしゃいましたように、一時所得とみなされておりますところから、その交付額が一時所得の特別控除額五十万円を超えている場合であつてなお他の農業所得と合算して納付税額が出る場合に申告されるということになつております。

昭和五十三年度以降、農家の方々の御理解と御協力をいただきまして、おかげさまでこの十年間転作目標面積一〇〇%を達成してきております。されにもこういう臨時法の効果が非常に大きいものと理解をいたしております。

つても耕作可能な状態に管理することとされてい
る水田預託の面積、それは全体の転作等実施面積
の五・三%に当たります四万二千ヘクタールとな
つております。

実際に、農業所得者直近の六十一年分で見ま
して、三十二万人のうち約一万二千人が一時所得
を有する者として私ども税務統計上把握してい
るわけありますけれども、問題は、今委員が御指

に言われておりますが、その程度ですか。
○赤保谷説明員 大体そのように理解をいたして
おります。

○澤田委員 私は、転作なり輪作もあると思いま
すが、このごろ輪作が出てきておりますけれど
も、どれだけ耕作しているかということを質問し
たわけですが、お答えがない。ちょっと数字を申
し上げますと、水稻で、昭和五十五年からいきま
すと二百三十五万・五十六年が二百二十五万・五
一二六年二月二日、五二、一九七九年二月二日、四

摘要になりましたが、この一時所得を有する者として申告された約一万二千人の中で、転作補助金に係る一時所得がどのくらいあるかということをございます。これはただいまのところ私ども統計上これを把握しておりませんので、これについて正確にお答えすることはできないことを御理解いたい

も私は言つたが、国会で議員立法で出した法律の集約を行政政府が全然知らぬふりしているというのはけしからぬ。行政政府がつくった法律に対しては熱心だが、国会の方で議員立法でつくった法律に対する不熱心である。三年前にも集約をしろと言つたが、集約はしない。そういうことで

十七年が二百二十五万、五十九年が二百二十四万、五十九年が二百二十九万、六十年が二百三十一萬、こういう数字が耕作面積として続いているのですね。今言つたように、前は六十万、三ヵ年間やつたわけですね。それで今度は七十七万やるのだというのですが、確かに耕作といわゆる報告

たきたいと思ひますけれども、たゞ、私どもが先ほど申し上げました理由からしまして、転作補助金に係る一時所得を有しかつ納税額がある農業所得者として申告している人はそんなに多くないといふように推定されまし、また、現に私どもが今把握しております一時所得を有する農業所得者

そういう地域にどれだけのあればあつたかなどということはほとんど皆無、農林関係においても全然集約をしていない。

国税局の方でも、これは挙げるのはやめますが、「昭和六十年分申告所得税の青色申告の主な特典」というのが一から四十二まである。四十三

とがそれ違っているのではないのか。今お答えにくければ、あなたの数字を持つてないのかもしれませんから、ちょっと後ろと相談して、言っている言葉とこつちで言っていること、この耕作面積の減少がないのはどういう理由によるものなのだということを後でお答えいただきたいと思ふのです。

約一万二千人から見ますと、転作補助金について他の所得者として申告している者がいるといったとしても、その数はそれほど多くない、こう思われますから、多目に見ましても、約一万二千人の一時所得を有する農業所得者という、この程度の数字ではないかというふうに思われるわけであります。ただ、御指摘がございましたので、私ども

い。それから、国税庁の統計年報の中の各都道府県別の農業所得の中の申告者の六十名とか三十名とか、専業農業者の中にもこれも恐らく出てきていないということである意味においては国会議事録

それからもう一つは、今度は大蔵省の方へ聞きますが、税金の申告を五十万以上と五十万以下で区切るわけありますが、どの程度の申告が来ているのか、どれだけ効果を上げているのかというふうに考えるわけであります。その点は、大蔵省としては、議員立法で上げた法律案の届け出状況とか一時所得の無申告の状況とか、せめてその程度の集約はしていいのではないかというふうに

この申告状況につきましては今後とも十分注意してまいりたい、かように考えております。
○**沢田委員** では、農林ではどの程度把握しておりますか。

○**赤保谷説明員** 私どもの方では具体的に把握はいたしておりませんけれども、毎年議員立法といふ形でお世話になつておるこのいわゆる臨特法の効果、これにつきましては、先ほど申し上げまし

視である、こういふことを前の国会のときにも言つたわけであります。だから、少なくとも農林省は、我々が、国会が一生懸命になつてやつてゐるが、どれだけ効果があるのか全く不明である。この数年続けてきているけれども、どれだけのそれによつて助かつた人がいるのか。六億円という金額は出でてゐるけれども、推定なんであつて、これもはつきりしていない。それは調査をしますとい

減反で農家が立ち行くと思いますか。どうしたら立ち行けるような方法をとろうとしておるのですか。言つてみてください。一万四千人の人間で五百萬トンをつくるというアメリカの能力とこの日本の三百六十万人の人間で一千萬トンつくつてゐる実態の中で、どういう勝負の仕方をこれから農林省は考えているのですか。

○赤保谷説明員 現実の問題としてなかなかアメリカのようなどこど対抗するというのは難しいかとは思いますが、できるだけ生産性の向上を図るという方向で、例えばこの水田農業確立対策におきましても、生産の組織化を進める、あるいは圃地化を進める、あるいは規模拡大を進める、そういう方向に誘導するための加算制度を設けて水田利用再編対策も進めておりますし、また稻作そのものにつきましても、昭和七十年ごろに想定される機械化体系、中型体系、大型体系でやりますと、生産コスト、労働時間もかなりの低減を図られるという試算も出ておりますので、一挙にいわうわけにはまいりませんが、徐々にでござりますけれども、そういう目標に向けて、来年度の予算施設をし、そういう波及効果をねらっていくという方向で努力をしておるところでございます。

○沢田委員 農林委員会に行けば、同じ族といふ言葉があるけれども、そういう形でやや保護的な発言が多くなつてきて、そういう危険なものに対する対抗措置といふものを考えることが割合おろそかになる。これはそれぞれの委員会がそういうことの傾向を持つてゐる。だけれども、大蔵委員会に来れば、ガットの勧告農産物にしても、みんな泣いて大騒ぎしたわけでしょう。国会の中だつて大変な大騒ぎをして、今日やむなく受け入れざるを得ないという結論を出しているわけですね。一方で輸出をしているのですから、一方で輸入はないよというわけにはいかない。一方通行にはいかない。結果的にはどこかで痛みを感じる者が出てくるはずなんですよね、黙つていれば。だから

は、このマークの指定協力店でどうぞ。」牛肉はサンキュー」といつて大体三百九十九円、というのが普通相場だ、こういうふうになつていただんだが、それが、百グラム単位で言つていますが、二百六十九円。もも肉が三百円になつています。指定協力店はこいつふうになつていて。こういうものが新聞の中に入つてきてる。これは和牛ということですが、大臣なんかは見ている暇はないかもしないから、政務次官、これから大臣になるのだから、後でよく見ておいて。

そういうものが新聞の中に入つてきているのだが、実際の我々消費者が牛肉を買うときには少しも安くなつてない。だから、牛肉には敵が多い。畜産事業団は農林団体の外郭団体というふうな恩恵がある。だから、結果的にはそういう農業団体の補助金だけに中心を置いて消費者に還元することをおろそかにしておる。これから本当にアメリカやその他の国々から入つてくるようになつたら、果たして本当に太刀打ちできるのかどうか。ということになつたら、これはなかなか太刀打ちができない。はつきりしておるわけです。

〔大島委員長代理退席 委員長着席〕

立はできないのですから。補助金を出しておけばまたガットにやられるのですから。そういう状況について総括的に農林省からお答えください。

○東説明員 お答えさせていただきます。

畜産振興事業団でございますが、これは畜産物の価格安定等に関する法律という法律に基づいて設立されておるものでございますが、この事業団の任務いたしまして、牛乳、乳製品並びに指定食肉といったまして今は豚肉と牛肉でございますが、この価格安定ということが大きな任務でございます。そのほか、生産振興、それから流通の合理化等を図るということが任務とされております。

現在のところ差益が出ておりますのは牛肉でございます。この価格安定制度の運用上、上限価格と下限価格を決めてその中に価格を安定させるという制度を牛肉についてはとつております関係上、国際価格との差額がございまして運用上的一時的な差益が生じておるという状況でございます。一時的と申しましたが、今のところは差が大きいものですから恒常に生じております。

これにつきましては、法律に基づきましてこの差益をもつて生産及び流通の合理化並びに消費拡大対策に使用するというふうに限定を受けておりまして、これらの方向にその差益金を使っておるということが現状でございます。例えば六十年度の差益金につきましても、生産対策、これは生産合理化の方向へ使つております、これはさらには生産合理化を通じて安いものを供給していく体制をとつていただくためのお金でございますが、これが三百二十八億ほどに対しまして、流通、消費についても二百五十六億ほどの金を使つているという現状でございます。御理解いただきたいと思います。

○沢田委員 汚職のことを一言ぐらい謝つたらどうかなという気がするのですが、全然そういうことを触れないでしらばくれるというのも態度がよくないですね。

ちょっと、じゃ、あなたの方の決算書から言うと、

二百四億不用額がこの価格安定事業費で出ておる。その一番主なものは輸入牛肉買い入れ保管事業費、百九十二億出ている。私は、消費者にも幾らかこういう利益を還元しろ、こう前に言つた。前は、肉の日だから二十九日、憎らしい、こう言ったのだが、二十九日を肉の日とした。それ以外にもせめてもう一日つくつたらどうだ。和牛の広告はそうやつて出している。畜産事業団から出るもうけの中から一部消費者に還元しろというそれは本当にささやかな要望だが、しばらくくれて実行に移さない。それで指定店だけしかやらせない、こう言う。そういう形のことを持つまでもやつているつもりなのかどうか。そして、倉庫保管事業で百九十二億も余らして、一千百二十一億も保管事業費に使つておる。こういう形のものが果たして正常な價格安定作業と言えるか。保管業務だけにべらぼうに金がかかってしまう、結果的に生産者にも行かないし消費者にも行かない。倉庫料というか、保管業務はそれ以外の薬品というか防腐などの管理もあるでしょうけれども、そういうところだけの費用で結果的には一千億も使つているという形になつてしまつ。決算書だけではそういうことである。

それから、財務諸表の中で言つても同じことが言える。これはいわゆる資産と負債の方の関係でありますけれども、有価証券なんかは物すごく持つておる。棚卸資産も二百三十八億持つておる。そして有価証券も百三十億持つておる。現金・預金も八百三十六億持つておる。こういう決算をどこもチエックするところはないのか。しかも、退職給与引当金をとっても六億八千万持つておる。それで政府出資金が何と八十三億ある。

それから損益計算書を見ても、これは売つて買

つてだから、売買事業費として一千百三十九億上

がつていますけれども、そのかわり売買利益は結

果的には五百億もうけているのだね。五百億もう

けている中で、それがすべて農林団体等だけで、

学校給食も幾らか使つていますけれども、全然消

費者の方には行き渡らないような、そういう運営

二百四億不用額がこの価格安定事業費で出ておる。その一番主なものは輸入牛肉買い入れ保管事

業費、百九十二億出ている。私は、消費者にも幾

らかこういう利益を還元しろ、こう前に言つた。

前は、肉の日だから二十九日、憎らしい、こう言

つたのだが、二十九日を肉の日とした。それ以外

にもせめてもう一日つくつたらどうだ。和牛の広

告はそうやつて出している。畜産事業団から出る

もうけの中から一部消費者に還元しろというそれ

は本当にささやかな要望だが、しばらくくれて実行

に移さない。それで指定店だけしかやらせない、

こう言う。そういう形のことを持つまでもやつて

いるつもりなのかどうか。そして、倉庫保管事業

で百九十二億も余らして、一千百二十一億も保管

事業費に使つておる。こういう形のものが果たし

て正常な價格安定作業と言えるか。保管業務だけ

にべらぼうに金がかかってしまう、結果的に生

産者にも行かないし消費者にも行かない。倉庫料

というか、保管業務はそれ以外の薬品というか防

腐などの管理もあるでしょうけれども、そういう

ところだけの費用で結果的には一千億も使つてい

るという形になつてしまつ。決算書だけではそ

ういうことである。

それから、財務諸表の中で言つても同じことが

言える。これはいわゆる資産と負債の方の関係で

ありますけれども、有価証券なんかは物すごく持

つておる。棚卸資産も二百三十八億持つておる。

そして有価証券も百三十億持つておる。現金・預

金も八百三十六億持つておる。こういう決算をど

こもチエックするところはないのか。しかも、退

職給与引当金をとっても六億八千万持つておる。

それで政府出資金が何と八十三億ある。

それから損益計算書を見ても、これは売つて買

つてだから、売買事業費として一千百三十九億上

がつていますけれども、そのかわり売買利益は結

果的には五百億もうけているのだね。五百億もう

けている中で、それがすべて農林団体等だけで、

学校給食も幾らか使つていますけれども、全然消

費者の方には行き渡らないような、そういう運営

ます。その発想をもちまして、先ほど先生御指摘

のパンフレットがあつたわけでござりますけれど

ります。

○伊原説明員 行政改革との関連でお答え申し上

げます。

五

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百零二十

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百零二十

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百零二十

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百零二十

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百零二十

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百零二十

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

畜産振興事業団につきましては、臨調の最終答申で、牛肉の価格をEC諸国並みの水準達成目標に毎年行政価格を見直すこと、また輸入牛肉の売買差益金の運用に当たり消費者対策を含め流通対策を充実するという二点の提言がなされているところでございまして、從来これらの点で御努力いただいておるところございますが、先生御指摘の点につきましても、今後も臨調答申に沿つた改革を着実に推進していくことにより改善を図つていくべきものと考えております。

○沢田委員 畜産事業団、もう一回座つてください。

今畜産事業団を担当する課だから一緒にたにしちやつて言つておられるけれども、結果的には、ここにも「食い荒らされた円高差益」とあるのですが、ニューヨークの二・一八倍、シドニーの三・二九倍、サンパウロの八・一四倍、牛肉の値段は世界一というふうになつて、私が言つた六十一年度五百億利益が上がつた。これは千六百億から千百億の輸入価格を削つた計算の差益を利益と一応見て五百億上がつておるのである。計算では六百億になると僕は思うのですが、この新聞では五百億となつておる。その次にこういうふうに書いてある。「業者太らす新制度 貿易交渉にも波紋」、これは六十二年十月、こういうふうに書いてあるのですね。こういう警告がもう既にされているわけだ。今後起り得る事態といふことも予想されるわけだ。今の行管の答弁の中にも入つておる。それを実行しないのだ。それでこれから対応できるかどうか、イエスかノーか、こういう質問をしたわけだ。どつともつかないけれども、結果的にはノーなんだから、大丈夫ですという返事は来ない。あなた方はどうなんですか、イエスですかノーですか。

○東説明員 まず、昨年十月の事件については、私の方からもおわびを申し上げます。

その関連の記事をお読みいただいたのだと思います。私ども、先生の種々の御指摘特に国際環境との関係の御指摘につきましては、その御意

見、ありがとうございます。

○沢田委員 ありがとうございます。私がさつき言がたいということじゃないのだよ。私がこういうふうにぞんざいな言葉を使うようになったのは、もうずっと今までの年度の質問のときに言つてしまつた改革の点につきましても、今後も臨調答申に沿つた改革を着実に推進していくことにより改善を図つていくべきものと考えております。

○沢田委員 畜産事業団、もう一回座つてください。

今畜産事業団を担当する課だから一緒にたにしちやつて言つておられるけれども、結果的には、ここにも「食い荒らされた円高差益」とあるのですが、ニューヨークの二・一八倍、シドニーの三・二九倍、サンパウロの八・一四倍、牛肉の値段は世界一というふうになつて、私が言つた六十一年度五百億利益が上がつた。これは千六百億から千百億の輸入価格を削つた計算の差益を利益と一応見て五百億上がつておるのである。計算では六百億になると僕は思うのですが、この新聞では五百億となつておる。その次にこういうふうに書いてある。「業者太らす新制度 貿易交渉にも波紋」、これは六十二年十月、こういうふうに書いてあるのですね。こういう警告がもう既にされているわけだ。今後起り得る事態といふことも予想されるわけだ。今の行管の答弁の中にも入つておる。それを実行しないのだ。それでこれから対応できるかどうか、イエスかノーか、こういう質問をしたわけだ。どつともつかないけれども、結果的にはノーなんだから、大丈夫ですという返事は来ない。あなた方はどうなんですか、イエスですかノーですか。

○東説明員 まず、昨年十月の事件については、私の方からもおわびを申し上げます。

その関連の記事をお読みいただいたのだと思います。私ども、先生の種々の御指摘特に国際環境との関係の御指摘につきましては、その御意

からも来ていただいております。これは赤潮問題もあるからであります。今牛丼もそうですが、これからの米もそうですが、いわゆるバイオの時代と言われているわけであります。私がさつき言ったように、一万四、五千人の人間で五百万トンの米をつくるアメリカと対抗するのには、それこそ一反を十階建てのビルぐらいにしてつくれば一町になるのですからね。一町のビルをつくって、上から下まで同じものをつくると仮定をすれば、一番に水をやれば下までずっと同じ水が使えるわけでありますから、十分の一の水の容量でいけます。要すれば、日本の狭い国土の中で高い生産性を上げようとするためには、一つには、天日も必要であります。そういうバイオ関係を含めての改革というものを考えなければならぬ時期に来ておる。それが今の農地法の条件で果たして可能かどうかということ、その意味において三つ提案します。

一つは、そういう科学技術を使えるようなシステムを農地法の中に繰り入れるためにはどうしたらいいかということを検討してもらいたいということが一つ。

それからもう一つは、六十歳以上の人へ農地を保有する権利を与えて、ゲートボールばかりやつておられるんじやなくて、大根やネギやそういうものは自分で耕作して、田舎にでも住みながら空気のいいところで生活し、健康を保持する。これは厚生省にも来ておられたのですが、そういう方向で、何度も年寄り村をつくろう、老人村をつくろうといふんじやないんですが、あるいはできてもいいと思うんです。されをするためにどうしたらいいのか、それをするためにどうしたらいいかということを考えなければならぬということをひとつ肝に銘じて帰つてもらいたいと思います。あとはまだ農林ほかのものはあるけれども、畜産事業団の方はこれで終わらせておきますが、そういうことをひつて心して、肉の日に匹敵するといふことをひつてひ肝に銘じて帰つてもらいたいと思います。

○野田説明員 先生の御質問のうち、農地法関係のことをお答えさせていただきます。

まず第一点にございました、バイオ研究推進のため農地法の運用についてどうかという御質問かと思ひますけれども、農地法におきましては、原則として株式会社の農地取得は認められませんけれども、株式会社でありましても、その会社の業務運営に基本的に必要となる試験研究あるい

て、そうやって太陽のもとに耕作していけるお年寄りの方々により多数出てきてもらつて土壤の整備を図つてもらう。大切なことではないか、こういうふうに思いますので、簡単に厚生、農林。

それから科学技術厅に来て、赤潮問題に触れておきますが、私は、赤潮は、結論は人災だ。それで、こうやって政府の金を出しておりますから当面はやむを得ないものだと思っていきますが、要すれば石けん水を初めとした生活排水のたまつていつた汚泥で発生する一つの化学反応、それからで起こつてきている瀬戸内海の赤潮である。天然現象もあるかも知れぬが、昔はなかつたんだから、少なくとも近代的な原因でることには間違いない。といえば人災に近いものであるから、その原因をやはり突き詰めて対応していかなければならぬ、こういうふうに思います。

続いてもう一つだけ言つてしまいますが、浄化槽の不整備による污水の浄化の不十分さによつて起こつてきている瀬戸内海の赤潮である。天然現象もあるかも知れぬが、昔はなかつたんだから、少なくとも近代的な原因でることには間違いない。といえば人災に近いものであるから、その原因をやはり突き詰めて対応していかなければならぬ、こういうふうに思います。

私は、河川を広げるにも、それから雨水を受け入れるのにも、あるいはさつきの減反についても、法的な規制力がない。農業基盤整備法というようなものをつくつて、これから都市計画法に準する農業、いわゆる基盤整備事業法というものをつくつて、やはり強制力をもつて対応する。減反もしかり。雨水もしかり。あるいは土地改良もしかり。あるいは構造改善もしかり。あるいは農道もしかり。そういう体制をつくる必要性があるんではないのかということを提言して、お答えをいただきたいと思います。

以上です。

は農事指導等に必要な農地の取得を認めておりま
すので、そういう中でバイオ研究に必要な企業の
農地取得というのは行えるのではないかと考えて
おります。

それから第二点でございますが、老人の農地取
得ということをございます。農地法では農地取得
は農業に精進する人に効率的に農地を使っていた
だくということいろいろ制限しておりますけれど
も、ただこれは真剣に農業に取り組んでいただ
く方であれば必ずしも年齢で制限はしております
んで、農業に本当に取り組もうとなる方であ
ればそれは取得できると考えております。

また、生きがい的農業というような、老後の生
きがある人は趣味として土いじりをなさりた
い、こういう方につきましては、必要な農地とい
うほどのものではないかと思いませんので、市民農
園等を御活用いただきのがいいのではないかと考
えております。

○沢田委員 それはだめだからね。市民農園とい
うのは一坪や二坪ですからね。そういう程度でこ
れからの老齢化社会の問題が解決できると思わな
いから。これから答弁も当たり前の答弁をする
なら要らないから。まだできませんで結構です
から、次へ行ってください。

○眞野説明員 高齢者の生きがいの問題でござい
ます。私が私どもも、高齢者の長くなつた老後を生
きがいを持つて社会に参加をしていただいて暮ら
していただることは極めて大事な問題だと考えて
おります。このため、厚生省といたしましては、
老人クラブへの助成を通じましてそういう社会参
加をやつていただく、また、その中で生きがいと
創造の事業というのを行つております。陶芸、
園芸、木工等の生産活動をやつていただく場合に
助成をいたしております。

耕作の問題につきましては、今農林省からお答
えがございましたが、農林省とも十分御相談をし
ていただきたいと思っております。

○福岡政府委員 基盤整備の法律をつくれという

お話をござりますけれども、御案内のとおり南北か
ら北まで極めて多彩な農業が展開されておりまし
て、私どもは、予算措置あるいは指導、あるいは
権利義務に関係する場合で必要な場合には法律を
つくつてやつておるところであります。

なお、現在、昨今の情勢にかんがみまして、構
造問題につきまして農政審議会の中で検討を行つ
ておるわけでございます。その結論も見ながら対
応していきたいというふうに思つております。

○田中(宏尚)政府委員 赤潮の発生につきまして
は、先生も御承知のとおり、現時点では、いろい
ろな自然的条件、例えば栄養塩類の豊富な海にお
きまして、水温が上昇するとか、それから海水の
低塩分化が起きるとか、そういうことが重なりま
して発生するというふうに見られておるわけでござ
いますけれども、先生御指摘のとおり、生活排
水でござりますとかあるいは工業排水、こういう
ものも一つの要因になつておることは確かに事実
でございます。しかし、残念ながら全体的な解明
というものはまだおくれておりますので、関係各
省とも十分連絡をとりながら、我々といいたしまし
ても一日も早くその解明に全力を挙げたいと思つ
ております。

○沢田委員 残念ですが、終わります。

○越智委員長 次に、日笠勝之君。

○日笠委員 問題になつております法律案の特別
会計の中身についてまずお伺いをしたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 原因別の被害金額につき
ましては、今年度のものはまだ正確に把握できてい
ませんけれども、一番直近の六十一年度現在

で恐縮でございますが申し上げますと、約十一億
三千万円の共済金の支払いという形に相なつてお
ります。

○日笠委員 いただいた資料によりますと、六十
二年の異常赤潮は二十億になつておるんですね。
現在でいいのです。六十二年度の現在、金額はわ
かりませんですか。

○田中(宏尚)政府委員 異常赤潮につきましては
二十七億の被害が出まして、このうち共済金とし
ては二十億強を支払つておる形になつております
けれども、これが異常赤潮による病死ということ
にいたしますと、おおむねこの金額かと思いま
す。

○日笠委員 私がなぜそういうことをまずお聞き
したかといいますと、前回昭和五十五年二月六日
にこれと同じ法案についての質疑がありました。
その中にはこういう提案の趣旨説明があつたわけ
です。「昭和五十三年における異常な赤潮及び魚
病による養殖ハマチの大量死亡等に伴い、保険金
の支払いが著しく増大するため」云々、こういう
ことございました。赤潮と魚病、こういうふう
に明確に出ておるので、今回の先ほど官澤大
蔵大臣が提案説明をされました中にはそのいわゆ
る魚病という項目が、一文が出てこないわけであ
りますので、いわゆる魚病による魚の死亡による
支払いというのは非常に少なかどうかという
ことをお聞きしたかつたわけですが、その点はい
かがですか。

○田中(宏尚)政府委員 魚病被害によります共済
金の支払いにつきましては過去相當なものとなつ
ておりますけれども、昭和五十七年度以降は、
六十二年度はただいま申し上げましたように異常
赤潮が発生したという特殊な例はあるわけであり
ますけれども、魚病被害につきましては、被害の
程度といふものはそれほど深くなかったこともあ
りまして、共済金の支払いはございましたけれど
も保険金の支払いはないという形でおかげさまで
ここ数年は推移させていただいているわけでござ
います。

○日笠委員 いただいた資料によりますと、支
払金が少ないとおっしゃいますけれども、六十
一年、六十一年と十二億とか十億という単位ではな
いのかどうかというのはよくわかりませんけれど
も、相当の金額だと思うんですね。私がなぜこう
いふことを言つているかというと、これから養
殖漁業というものは生産重点からいわゆる安全性
というか消費者に目を向ける時代が来た、こうい
うことございます。これは後ほどまた質問をさ
せていただきます。

○日笠委員 そういう意味におきまして、この支払い金額が
非常に重なつてしまつて一般会計から繰り入れな
ければならないという事態が起つておるわけで
ござりますが、この異常赤潮の方も先ほど沢田先
生のお話にありましたように人災だ。それからま
た、魚病・病害等による死亡も、いわゆるTBT
Oと称するような化合物を漁網に使つたり、また
水産用医薬品の大量投与であるとか抗生物質の大
量投与であるとかいうもので、これも人災だと思
うんですね。こういうことをきちつと水産行政の
中に位置づけてやれば、こういう異常赤潮の方
も、環境保全全体の問題がありますけれども、特
に魚病等による死亡は最小限に食いとめられるの
ではないか、このように思うわけですが、その点
は今後いかようにして、先ほど申しました安全性
ということにかんがみて、また水産用医薬品なん
かの大量投与という問題、いかに行政的に指導し
ていかれるつもりか、このことについてお伺いし
たいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 我々も食料品を供給して
おります行政の担当者といたしまして、何といふ
かの大量投与という問題、いかに行政的に指導し
ていかれるつもりか、このことについてお伺いし
たいと思います。

○日笠委員 我々も食料品を供給して
おります行政の担当者といたしまして、何といふ
かの大量投与という問題、いかに行政的に指導し
ていかれるつもりか、このことについてお伺いし
たいと思います。

います。
○日笠委員 いただいた資料によりますと、支
払金が少ないとおっしゃいますけれども、六十
一年、六十一年と十二億とか十億という単位ではな
いのかどうかというのはよくわかりませんけれど
も、相当の金額だと思うんですね。私がなぜこう
いふことを言つているかというと、これから養
殖漁業というものは生産重点からいわゆる安全性
というか消費者に目を向ける時代が来た、こうい
うことございます。これは後ほどまた質問をさ
せていただきます。

自主規制に任せっきりなのか、それとも行政指導に変えていくというふうなお考えもあるのか、こ

○田中(宏尚)政府委員 事柄の性格からいいまして、自主規制といいましても当然行政側が重大な関心で今まで対処してきた話でございますし、それから関係者みずからが規制している話につきまして、行政いたしましても並行して十分指導はやつてきているつもりでござりますが、今後ともその指導は続けてまいりたいと思つております。

○日笠委員 きょうは時間がありませんが、その
魚類防疫士についてもいろいろと、お魚のお医者
さんをつくれという説もこの法案をかつて審議し
たときに出ましたね。いわゆる魚病学というもの
をきちつと受けた獸医さんがやるべきである、防
疫士といつたつてしませんは漁業組合の方であり
身内の方だ、こういうふうな意見もあつたことは
長官、御存じだと思います。

とも、もちろん当事者の皆さんは御存じであります。抜け道はいっぱいある。行政指導なり、結論的には法律事項にでもしなければいけないのではないかと思うくらい考えるわけであります。
そういう意味におきまして、ひとつぜひ安全性の第一の水産行政ということで、こういうふうなものについての大綱というか方策というか施策を講じてもらいたい。もつて国民が安心して食卓でおいしくいただける、こういうふうなものにしていかなければならないときが来たのだ、もう発想を転換しなければいけない、つくれつくれいやないのだということをぜひひとつ念頭に置いて今後の水産行政を進めていただきたい、私はこう思うのですが、長官、いかがでしようか。
○田中(宏尚)政府委員 ただいま御指摘が重なっておりますTBTOにつきましては、先生も御承知と思いますけれども、厚生省に設置されましたTBTOの安全性評価検討委員会、ここでは、現状では食品衛生上問題が生じるものとは考えられないという一応の報告が出ておるわけでございますけれども、先生から再三御指摘ありますように、やはり食品というもののいろいろな消費者心理に及ぼす影響というのも、産業政策としても非常に重要な事柄でございます。先ほど冒頭にも申し上げましたように、やはり食料品を提供することを行政対象としている我々といたしましては、そういうことを大きく念頭に置いて仕事を進めるべきと思ってることは当然でございます。
○日笠委員 時間も参りました。きょう運輸省の方からも来ていただいておりますが、既に運輸省さんも御存じだと思いますが、先日東京都の衛生研究所の方で、市場に流通している魚介類の汚染の問題とということで結果が公表をされておるわけでございます。
この中で、TBTOについては昨年の二月から自主規制で全面禁止、こういうことで今後私も信用申し上げたい。漁網等はTBTOは使われないだろう、これは善意でそう理解をしたい。
それから問題は、船底、船舶用と言つた方がいい

いかもしません。船舶用塗料、特に船の底にこる規制の動きでございますが、どうでありますか、例えばアメリカとかイギリスとかフランスでこのTBTの使用禁止、販売禁止、それからまた制限というものが最近行われておるということでございますが、どういうふうな状況でございましょうか。

○木本説明員 TBT系の船底塗料の外国における規制の動きでございますが、まず英国では、昨年の五月にこの塗料の小売の販売を禁止といいますか、規制されたというふうに伺っております。それから米国でございますが、環境保護庁がこのTBT化合物の溶出量を一定値以下のものにすることだとか、長さ六十五フィート以下の船舶については使用を禁止する、こういったことなどを主な内容といたします規制案を昨年の十月に提案いたしております、現在これについて各界の意見をいろいろ聞いておる段階である、こういうふうに聞いております。

○日笠委員 そうしますと、都立の衛生研究所が調査報告を公表しましたように、今後は船舶の船底の塗料が問題になるであろう、このように言われておるわけですが、我が国においては、船舶になりますとこれは運輸省さんの管轄でございますが、いかように諸外国の例を見習つて対応していくことをお考えか、今後の方向性についてお答え願いたいと思います。

○木本説明員 今後の対策でございますが、まずこのTBT化合物の一般環境におきます汚染の状況、そういうものの把握とその評価でござりますが、これは環境庁で生物モニタリング調査などがあるのは瀬戸内海で環境汚染現況調査などをやっておられまして、それらの調査結果に対しまして中央公害对策審議会の環境保健部会の化学物質専門委員会というのがございますが、そこでそういう調査結果に対する評価を行つておりますので、最近のものでは昨年の十二月に評価が出されてしまつて、現在の汚染レベルが直ちに危険な

状況にあるとは考えられないが、引き続きその汚染の状況の推移を注意深く監視していく必要があるだろう、こういった趣旨の評価がなされております。

それから、TBT系の化合物というのはいろいろあるわけでござりますが、この船底塗料に用いられておりますTBT系の化合物が、人の健康を損ねるおそれがあるそういう物質かどうかといつた問題につきましては、現在化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律というものがございますが、この法律に基づきまして通産省と厚生省においてその安全性の点検が鋭意行われておる、こういう状況でございます。

の状況の推移を見守るとともに、この厚生省との安全性の点検の結果を踏まえまして、関係の省庁とも連絡をとりながら適切に対処してまいりたいというふうに考えておるわけでございますが、現在のところは船舶から海洋へ溶け出でてきますBT化合物の溶出量の把握、一体どういうふうになつてゐるのだろうかといった調査を鋭意進めておりますほか、関係の事業者団体に対しましてBT系船底塗料にかわります代替品、何か別にかわるい代用品がないのか、そういうた開発等についてその指導に努めておる、こういった状況でございます。

○日笠委員 ですから、漁業関係ではもう恐らく使われなくなる、こういうふうに善意に理解したい。あとは船底塗料ですね。先ほどから御説明いたいたアメリカ、イギリス、フランスもそれぞれ取り締まり規則をつくつたり一部使用制限をしたり、こういうことで積極的に先進国と言われる国々はやつておるわけでございます。どうしても我が国は、イタタイイタイ病などが水俣病を見てもおわかりのとおり後追い行政でございます。しかしいう安全の問題、人間の健康の問題等につきましては、運輸省さんの方も積極的にひとつ

代替塗料も含めて開発についての御尽力、また毒性についての御理解、こういうものも含めつつ、私は、本当はいつごろまでやつてもらいたいかと、いうことを言いたいのですけれども、それでお立場があるでしょうから、早急にこういうものについては検討する、アメリカ、イギリス、フランスのいろいろな資料を取り寄せる。そういう使用制限だと取り締まり規則をつくったということは、それなりの根拠があると思うのですね。そういう意味では諸外国のそういう資料も取り寄せ、そして前向きに、積極的に一日も早く結論を出してもらいたい、かよう思つのですけれども、「いかがでしようか」といふのであります。

○木本説明員 私どもも、この問題につきましては重大な関心を持つておりますて、先ほど申しましてたとおり、関係省庁とも連絡をとりながら適切に対処してまいりたい、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○日笠委員 ゼひとつの前向きに、積極的にお願いしたいことを御要望しておきます。

最後に、日本近海における漁業の活性化また安全性の問題、これは重大な問題でござります。特に日本海におきますところの漁業秩序等のため、ヘリコプター搭載型の巡視船をぜひ配置してくれ、こういう強い希望があることは、海上保安庁さんの方へは何回も、六回ほど既に陳情要請が行つているかと思います。領海侵犯の問題、不法操業に対する取り締まりの問題、そしてまた日本海の漁業に関する秩序維持の問題、海難の捜索、救助、海上医療体制の確保等々の理由で、迅速かつ広範な行動能力を有するヘリコプター搭載型巡視船を、日本海漁業の中核であります境港、これは何隻ぐらい船が出入りして、幾らぐらいの漁獲量があるかということは当然よく御存じでございましょ、非常に重要な港湾であることも御存じであります。こういう要請が昭和五十七年から六回ほど海上保安庁さんの方に行つておるかと思ひます、が、今後の見通しはいかがでありますか。

○西山説明員 お答えいたします。
海上保安庁といたしましては、昭和五十七年度
から進めております広域的哨戒体制の整備の一環
といたしまして、日本海においてはその沖合の中
部海域にヘリコプター搭載型巡視船一隻を常時配
備いたしまして、海難救助、それから洋上救急、
それから外國漁船や海洋汚染の監視、取り締ま
り、外国海洋調査船の動静監視等の広範な海上保
安業務に従事させることとしております。そのた
めに必要なヘリコプター搭載型巡視船の配属につ
きましては、これら日本海における業務需要を勘
案しつつ、かつまたそのヘリコプター搭載型巡視
船の運用・整備・管理等に最も適応した海上保安
部に配属するということにいたしております。
○日笠委員 第八管区は当分計画はないのです
か。
○西山説明員 現在、広域的哨戒体制の整備とし
て就役しております巡視船は八隻ござります。な
お、二隻が建造中でございますけれども、これら
につきましては、二機搭載型巡視船は横浜、一機
搭載型巡視船は新潟ということで計画を進めてい
ります。
○日笠委員 第八管区、日本海漁業の核である境
港、予算的にもいろいろ厳しいかと思いますが、
先ほどいろいろな理由を並べましたとおり、ここ
はいろいろ問題の大きい、また海難事故も多いと
ころでございますので、ぜひひとつ前向きに措置
を講ずるよう御尽力をお願い申し上げたいと思
います。
最後に長官に、先ほどから安全性の問題を取り
上げておりますけれども、特に一つ最後に申し上
げたいのは、五十五年の審議のときに、異常赤潮
が発生したときにハマチを逃がしてやった方がいい
のじゃないか、死ぬまで待つよりは、やはり命
がある動物でございますから逃がしてやつたらど
うか。でないと、死ぬのを待つて、死んだやつを
陸へ揚げて、焼却処分ということが原則なんだそ
うですが、実際にもう焼却処分をせずにそのまま
捨てておる。その悪臭とか環境保全の問題とかい

いろいろ問題があるわけございますが、最後に長官、五十五年のときにも議題になりました、異常赤潮のときにはハマチを逃がしてやる、このことについて、共済対象になるのかならないのか、ひとつお聞きして、終わらたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 五十五年のときに先生からそういう御指摘があり、当方としてもその後も検討した上でございますけれども、先生御承知のとおり、漁業共済事業というものは共済保険といふ仕組みをとっているわけでございまして、てん補対象になります事故といたしましては、逃がすというような人間の判断なり人の任意の行動、こういうものを保険事故にするということにつきましては非常に限界がございます。

それと同時に、そういう逃がしたことの証明といいますか事実関係の確認ということにつきましても、非常に認定上難しい問題がございまして、御指摘ではござりますけれども、共済事故対象とすることにつきましては困難かと思つております。

○日笠委員 今度は漁協が加盟単位になるということであります。その漁協が認定して、これはもう逃がしてしまつてもいいよ、こういうこともできるわけですね。命あるものがみすみす死ぬのを待つというのは忍びないわけですが、それで、今後もひとつ検討していただきたいことをお願いして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○越智委員長 次に、玉置一弥君。

○玉置委員 我が選挙区にも漁連が三つございまして、漁業は本当は勉強していないといけないのですが、京都の場合には、どちらかというと生産量が非常に少ないものでござりますから水産庁もなかなか相手にしてくれない、こういちどころでございまして、毎年といいますか、三、四年に一回はこの問題は必ず出てくるのでございますが、漁業共済というよりも水質汚染によります被害といいますか、こういうので毎年なぜこんなに出でくるのかなと思うぐらい出てまいります。この中

それからもう一つは、二段制といいますか、事故の被害を受けなかつた人と受けた人との関係で、強制加入なりあるいは料金に差をつけるなりという御提言が先生から過去もあつたようござりますし、魚の場合には、それが時期なり場所なり地域といつもののが非常に区々でございまして、この人自身もう既に掛金を払つておるわけござりますので、そういう点では一定の負担をしておりますけれども、事故の被害を受けなかつた人、どこで事故が起きて、そこで必ず魚価にはね返るというような相関関係というものも、具体的に確な形でとらえ得るような状況にございませんので、先生御提言のよろこなことを一つの方法かと思いまして、私もいろいろと検討はしてみたつもりでござりますけれども、現実問題として共済の仕組みの中に導入するということにつきましては、余りに問題が多いのではないかという感じがいたします。

○玉置委員 農業共済もそうでございますが、生命共済とか火災共済と連いまして、特に生産物が分かれている場合には被害を受ける生産物がある程度決まっているわけですね。そうすると、地域的にも大体被害を受けそうなところがあります。そういうふうに考えていくと、農業そのものを守っていく、あるいは漁業そのものを守つていくということを考えていきますと、やはりお互いがどうも助かつていてるということ。ですから、逆に言えば、今見ていますと、漁業者が余り大きな影響を受けなくて、むしろ一般国民の税金の方で補てんをしていく、そういう方向が感じられるのです。確かに、それは一番大きい母体はそうですがさいますけれども、むしろ漁業の中でどうやって守つしていくのかということ、今四百数十万人おられますけれども、そういう方々がそれぞれ自分たちの一つの同業ということでもつと真剣に考えいかなければいけないと思うのです。

この間もテレビでやつていましたけれども、補償してもらつて、後で夜密漁したりしているのですね。岡山県もそうだし、広島県もそうですし、

テレビでやっていたのですよ。そういうのをなぜやっているのかということ、生きるためにしようとしないというのですけれども、生活レベルは知りませんが、ずっと収入等、一人当たりの収穫量を見ておりますと一応横ばいになっているのですね。そういう状況からいきますと、決してそんなに悪くはなっていないわけです。むしろ我々消費者にとってみたら、これだけの円高が進んで、外国との競合ですから値段が下がつておかしくないと思うのですけれども、そういうところの影響がまだそんなに出でていないということを考えていきますと、いいところだけは国民に負担をさせてといふか、そういう形になつてしまつてゐるわけですね。ですから、むしろ漁業者、漁業をやつていての方は今四百三十万人おられるそうでございますが、そういう方々がまず自分たちで守つていくんだという姿勢を示してもらわないと、国民全体がなかなか納得できないのではないか、こういうふうに思います。

時間がありませんので、きょうはこの程度にいたしますけれども、その辺について御意見を伺つて終わりたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 漁業者みずからが守つていくということは、漁業にとって一番大切なことはもちろんでござります。

共済の運営につきましても、漁業者みずからが自分の意思で積極的に入り、いろいろな手だてをしていくことが肝要でございますが、ただいまお話をありましたように、漁業の特性というのがいろいろござりますので、そういう点につきましては掛金率の算定でございますとかあるいは共済金額の設定でございますとか、こういう技術的段階におきましていろいろな工夫を凝らしまして、そういう漁業の実態にできるだけ沿う共済制度といううことに從来からも意を用いておりましけれども、これからもそういう方向で、先ほどもお話ししました制度の改正等につきまして十分検討してまいりたいと思つております。

○越智委員長 次に、矢島恒夫君。

○矢島委員 提出されております法案、漁業共済に係る保険金の支払い財源の不足の原因として赤潮による養殖ハマチの大量死亡に伴い、こういうわけなんですが、赤潮対策についてはいろいろと御研究だらうと思うのですが、けさほどのニュースで九州大学の研究の中で、赤潮の発生源と言われるプランクトン、シヤツツネラというプランクトンがその主な要因らしいのですが、これを破壊するバクテリアを見つめたという報道があるので、水産庁としてこの問題についてどの程度情報報を得ているか、ちょっとその得ている情報をお聞かせいただきたいのです。

○田中(宏尚)政府委員 赤潮対策につきましては、いろいろな機関がいろいろな形での試験研究を行つてきているわけでございます。ただいまの九州大学の教授の試験研究の結果を私自身も先ほどどちらよつと聞きましたので、具体的中身はそれほど確たるものではございませんけれども、一定の試験室といいますか、その中で一つの技術といふものを見つけたことは確かにありますけれども、この技術といふものがフィールドでなかなかの生物に及ぼす影響でございますとか、そういうことにつきましてはまだ全部が解明されたとは聞いておりませんので、もう少しそ実情なり研究結果のデータというものを取り寄せまして、我々といいたしましても検討させていただきたいと思つております。

○矢島委員 その報道の中で、有明海とそれから瀬戸内海とを比較したいろいろな発言があつたわけなんですが、要するに、ヘドロの問題が実はその中でも出てきたわけです。私ども、この問題について前にも取り上げているわけですが、ハマチを養殖するには、えさとしてイワシやサバなどを使いますけれども、そういうえさの一〇%近くが食べ残されてしまつて、そしてヘドロ化して、海底に高いところで一メートル以上も積もつているというような状況も報道されているわけです。これを除去する必要については水産庁としても認

めているわけで、不十分だとはいへ一部補助もしておられるようですが、養殖業者は個人的な経営の場合が多いので直接国で助成する措置は困難なようでございます。しかし、今後の対策として、このヘドロというのを除去しなければならない重要な問題だらうと思うのです。水産庁として今後十分検討をしていただきたいと思うのですが、その点についてお伺いしたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 漁場安全のためにもヘドロ回収事業は非常に緊要でございまして、國としても、從来からいろいろな手立てを講じてきておるわけでござりますけれども、その助成事業としては、沿岸漁場保全事業といふもので漁場の堆積物の除去あるいはしゅんせつ、作濬というような事業を行えることになつてゐるわけでございます。それに加えて、從来からも行つてまいりました沿岸漁業構造改善事業の事業種目の中にもこういう事業がございますので、それぞれの地域の特殊性に応じてこれらの事業を活用し、きれいな海づくりに我々としても今後努力してまいりたいと思つております。

○矢島委員 もう一つ、先ほど同僚議員の方から質問がございましたけれども、養殖ハマチが藻薺づけだとBTTOの問題とかということで、消費者である国民の間に大変大きな不安が広がつてゐると思うのですね。もちろん、いわゆる生けずの網につく貝殻だと海藻だとかを除去しないと醸す欠状態にハマチが陥るというわけですが、極めて毒性の強い有機スズ剤を使つていてるということなので、何としてもこれは禁止していかなければならぬのじやないかと私ども今まで主張してきましたわけですが、昨年、全漁連の方で自粛というになつた。その後、これは完全に使われなくなつたと聞いているのですが、そのように水産庁は把握しているのか。それからもう一つは、今後これは使用しないということに理解してよろしいのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 いろいろと議論がございまして、しかも全漁連がああいう組織決定をし、

漁業者自身が食品の安全ということから使用を禁止したわけでございます。我々としても、ああいざなう自主的決定が完全に守られることを側面からいろいろな形で指導してまいりたいと思つております。しかし、今後ともああいざなうな議論を呼んだら、薬を使わないで済むように努めてまいりたいと思つております。

○矢島委員 いずれにいたしましても、厚生省で研究しているのを待つとかなんとかいやなくて、積極的な対応を水産庁はとつてもらいたい。

それからもう一つ、先ほどの質問の中で船底塗料の問題なんですが、これは運輸省だけではなくて、その船底面積からいえば十分の一くらいになりますか、漁船の場合もこれは使われているわけなんです。そういう点で、先ほどの運輸省の答弁につきましてはお聞きしたのですが、漁船の船底塗料としてTBTが使われている問題、これはまた重要なことじゃないかと思うのです。これがいわゆる有機すず剤を使われていて毒性が強いということから、ハマチの背が曲がるいわゆる側わん症と呼ばれておりますが、こういう現象も実際に確認されている。国民の食生活にも重大な影響を及ぼすし、同時に自然の魚あるいは海産物にその汚染が非常に心配される。ですから、漁船の船底塗料としてのTBTに対する考え方になるか。

○田中(宏尚)政府委員 漁船のTBTの使用量は、現在百トン程度と我々考えておるわけでござりますけれども、御承知のとおり六十年度の生物モニタリング調査に基づきまして、環境庁の中公害対策審議会、ここでは、環境汚染の状況等を総合的に判断すれば、現在の汚染レベルが直ちに危険な状態にあるとは考えられないが、引き続きいろいろな検討をする必要があるというような御意見もいただいております。我々といたしましては、漁船というものを行政対象にいたしております。水産庁ではございますけれども、運輸省とも十分協議をしながら、船底塗料全体の問題に取り組んでまいりたいと思っております。

○矢島委員 環境庁あるいは厚生省等の結果待ちやなくて、ひとつ積極的な対応を水産庁もやつてもらいたい、このことを要望しておきたいと申します。

それから、時間がありませんので次の質問に入りますが、実はこれは大蔵大臣いらつしやれば大蔵大臣にと思つたんですが、政務次官いらつしやいますので、わかつてゐる範囲内でお答えいたがたいのです。

一つは、相沢代議士の申告漏れ問題なんですね。れども、新聞報道によりますと、五十八年から六十年までの三年間、株の売買で得た所得約二億円を申告せず修正申告をしておる。追徴税額と過少申告加算税を含めて約一億四千万、こういったような報道があるんですけども、このことが東実であるというふうに御確認していらっしゃるが、どうか。

○日向政府委員 御指摘の件につきまして報道機関の方々に御連絡いたしました。されることは承知しておりますけれども、個別に連絡する事柄であり、私どもから言うことは差し控えさせていただきたいと思います。

河原代議士の経歴はもう多くの国民もこうしゃ
人が脱税するのかというような意見まで投書が大
聞に載るよう、大蔵省で長い間主計局長などを
あるいは事務次官などを歴任した方なんですね。
ね。知らなかつたとかうつかりしたということと
は済まされないし、またそのことが国民に非常な
不信感を及ぼしているということは御案内のとお
りと思うのです。過少申告加算税ということで年
つたようでありますけれども、こういう問題、そ

○日向政府委員 個別の事柄につきましては、生
ほど私が申し上げましたとおり、私どもから申
上げることは差し控えさせていただきたいと思
うのですが、この点についていかがでしようか。

ます。したがいまして、今委員御指摘の加算税の取り扱いについても同様でございますけれども、ただ一般論として申し上げますと、例えば家族主義等の借名で株式の取引を行うことは、私ども税務調査をずっととしてまいりました場合、往々にて見受けることでございまして、この場合は比較的その取引や取引に基づく所得の帰属につきましては仮装をしているという判断に一般論として立ち至らないというケースがあるということをございます。

○矢島委員　どうも納得できませんけれども、極めて時間が切迫しておりますので、最後に一つ政務次官にお願いしたいのです。

キャピタルゲインに対する課税を強化すべきだ、こういうことなんですが、政府税調も原則非課税を原則課税へと強化する方向だということが言われております。こういう状況の中で渡辺政調会長などが、キャピタルゲイン課税については少女趣味だとあるいはひがみ根性だというような水を差す発言もあつたようありますけれども、この問題で前に宮澤大蔵大臣に私も質問したことがあるのでですが、キャピタルゲインもあればキャピタルロスもあるとか、あるいは捕獲の困難性だとかいろいろ答弁されておりますけれども、やはり国民の間にあるのは、とりわけこういう一つの事件を契機にしてキャピタルゲイン課税を強化することが大型間接税導入よりも先ではないか、こういう意見が非常に多いと思うのです。やはりキャピタルゲイン課税というものを強化することを真剣に検討すべきときではないかと思うのですが、政務次官の御見解を……。

○平沼政府委員　今回行つております税制改革は、所得、消費、資産等の間で均衡がとれた安定的な税体系の構築を目指したものであります。したがつて、御指摘の有価証券譲渡益課税を含めた資産課税の適正化も重要な課題になつていること

は事実でございます。有価証券譲渡益についても、他の所得と同様に原則課税をすることが望ましい、こう考えております。

大臣もかつて御指摘になられましたが、有価証券取引を把握する体制がまだ十分に整備されてない、そういう状況の中で原則課税に移行した場合にはまた新たな不公平を生ずる、こういうおそれもあるところでござりますので、そういう観点から、これまで御承知のように段階的な課税強化を

行つてきただわけであります。現在 有価証券取引
に対しては別途流通税として有価証券取引税、例
えば昭和六十一年度税収では約一兆四千億あるわ
けでありますけれども、こうした課税が行われて
いるわけであります。所得課税としては課税ベ
ースの脱落がなお大きいという御批判もあること
は承知しております。この問題にどのように対処して
いくか、どういうことが適當かということはやは
り各方面的御意見を十分に承って、引き続き税制
の抜本改革の一環としてこれは真剣に検討を加え
取り組んでまいりたい、このように思つておるわ
けであります。

○矢島委員 十分に研究、検討されることを望み
まして、時間ですので質問を終わりたいと思ひます。

○越智委員長 これにて本案に対する質疑は終了
いたしました。

○越智委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○越智委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○越智委員長 次に、昭和六十二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしましたとおりの起草案を得ました。

まず、本起草案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本起草案は、昭和六十二年度に政府等から交付される水田農業確立助成補助金について、税制上、次の軽減措置を講ずるものであります。

第一に、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなすこといたしております。

第二に、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受けた後二年以内に、事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入することいたしております。なお、本特例措置による国税の減収額は約六億円と見込まれております。

以上が本起草案の趣旨及び概要であります。

法律案 〔本号末尾に掲載〕

（本号末尾に掲載）

○越智委員長

この際、衆議院規則第四十八条の規定により、内閣において御意見があれば発言を許します。宮澤大蔵大臣。

○宮澤国務大臣

ただいまの法律案につきましては、稻作転換の必要性に顧み、あえて反対いたしません。

○越智委員長 お諮りいたします。

本草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○越智委員長 起立総員。よつて、本案は委員会提出の法律案とするに決定いたしました。なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

本日は、これにて散会いたします。

午後零時一分散会

2 八十七万円を限り、同特別会計の漁業共済保険勘定に繰り入れることができる。
2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、漁船再保険及漁業共済保険特別会計第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和六十二年度における異常な赤潮による養殖はまちの大量死亡等により漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に生ずる保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において、一般会計から勘定に資金を繰り入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 おいて、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価格を損金

経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田農業確立助成補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取扱又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和六十二年度に政府等から交付される水田農業確立助成補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律の案を提出する理由である。

2 本案施行による減収見込額は、約六億円である。

き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、

政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から昭和六十二年度の水田農業確立助成

補助金の交付を受けたものが、その交付を受けたもののが、その交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取扱又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和六十二年度に政府等から交付される水田農業協同組合連合会から昭和六十二年度の水田農業確立助成補助金の交付を受けた場合に、当該個人の昭和六十二年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基団となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除

1 政府は、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定における保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

第一条 個人が、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から昭和六十二年度の水田農業確立助成補助金の交付を受けた場合に、当該個人の昭和六十二年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基団となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除

き、本案施行による減収見込額は、約六億円である。

昭和六十三年二月二十日印刷

昭和六十三年二月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K